

## 令和元年度 第2回松本市文化芸術振興審議会 次第

日 時 令和2年1月31日(金)  
10時～11時30分  
場 所 大手事務所3階会議室

### 1 開 会

### 2 あいさつ

### 3 会議事項

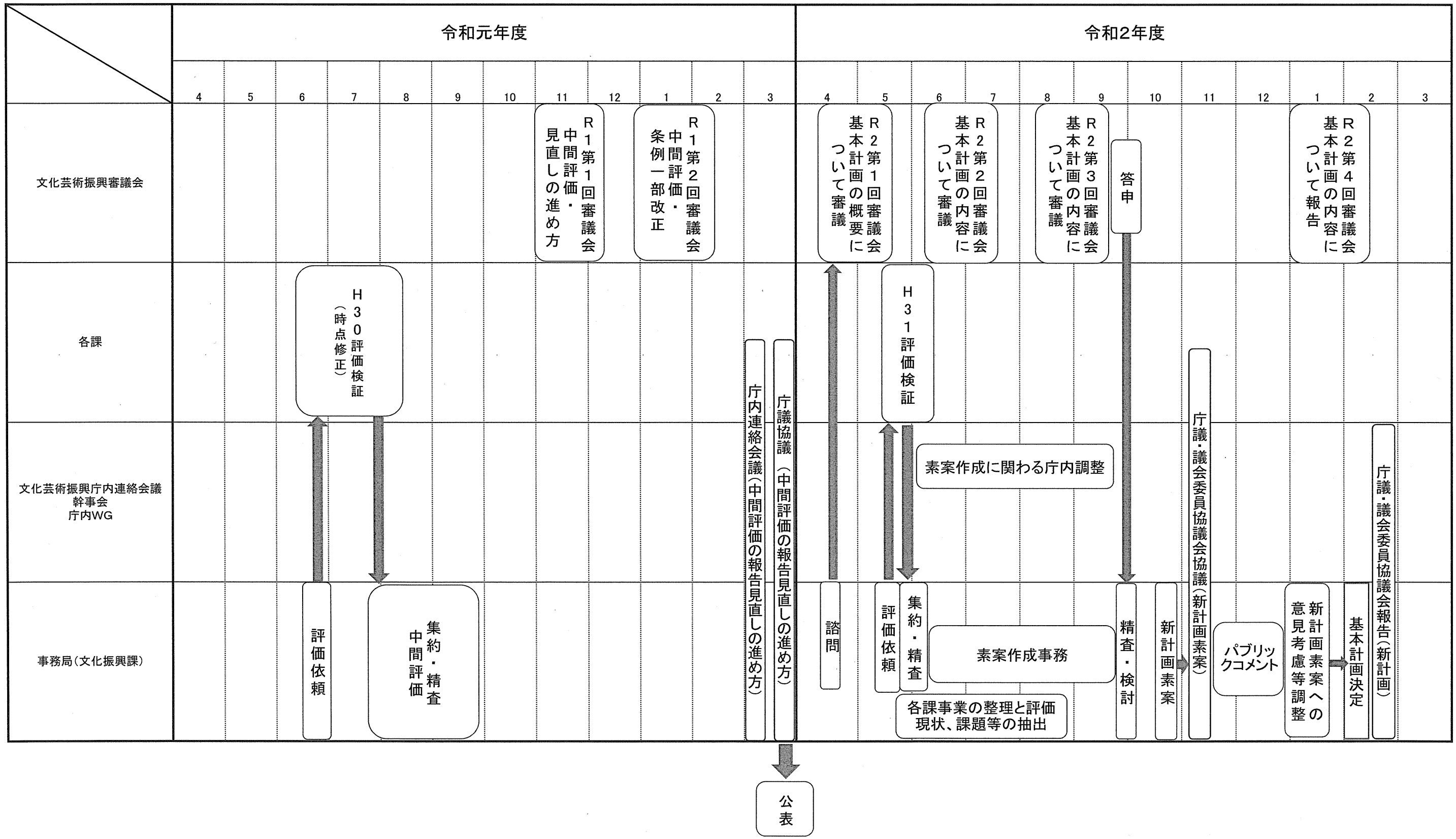
(1) 松本市文化芸術振興基本方針に掲げる施策の中間報告について

(2) 松本市文化芸術振興条例等の一部改正について

(3) その他

### 4 閉 会

松本市文化芸術振興基本方針見直しスケジュール



松本市文化芸術振興基本方針に掲げる施策の中間評価について

1 趣旨

今後、中間評価を公表していくにあたり、前回の審議会でごいただいたご意見を踏まえ、基本方針の目標達成度を分野方針ごとに視覚化した評価に修正しましたので、その内容について協議するものです。

2 基本方針の中間評価の概要

I～IVの分野方針において、全ての目標を達成できた分野はありませんでしたが、「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要事項」では、5つの施策中3つで概ね目標達成をしており、松本の伝統文化を活かしたイベントや歴史文化基本構想の策定など、文化芸術による地域の活性化やまちづくりとの連携が進んだことが伺えます。

また、OMFや工芸の五月クラフトフェアなどの協働創造発信型事業（I - (2)）や子どもたちへの取組み（III - (1)）においても一定の成果を上げていることがわかります。

一方、「I文化芸術施策の総合的な推進」においては、文化芸術全般に係る市民意向調査や情報発信、相談窓口の整備が遅れており、文化芸術施策を担う人材育成など（III - (3)）も進んでいない状況です。

3 主な課題

(1) 基本方針では文化芸術と教育、福祉、まちづくり、観光・産業などとの連携を目指しており、「IV文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要事項」の結果から一定の成果があったものと判断できますが、今回評価に当たって行った担当課へのヒアリングでは、その趣旨について庁内各部局への意識の浸透が十分に図られていないことも分かったため、庁内への周知や啓発が課題です。

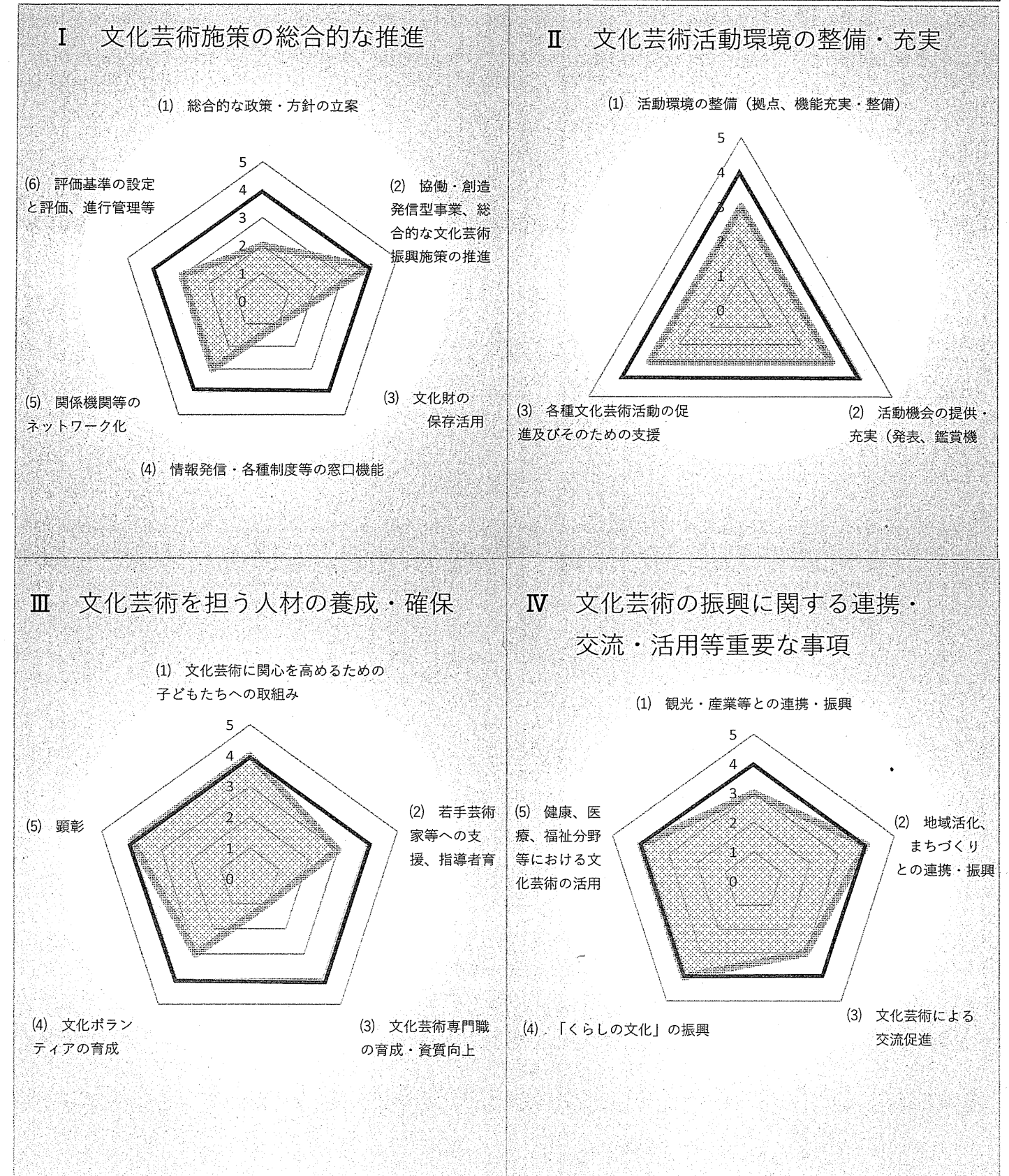
(2) 検討中、未着手となっている事業が6～7%あり、特に文化振興課の担当事業において対応が進んでいない状況があります。その原因としては、市民プロデューサーの育成や文化芸術活動団体等の連携コーディネートなど、中長期的に人材育成が必要となる事業があり、実施に向けたハードルが高いことが挙げられますが、実施に向けた検討をしていきます。

(3) 文化芸術施策の効果は、利用状況など短期的な視点だけでは適切に評価できないものがあり、今回の中間評価では文化芸術がどのようにまちづくり・人づくりに貢献したかをインパクト（波及効果）で測定しようと試みましたが、独自の実態調査等を行っていないため、評価できないものが多数ありました。

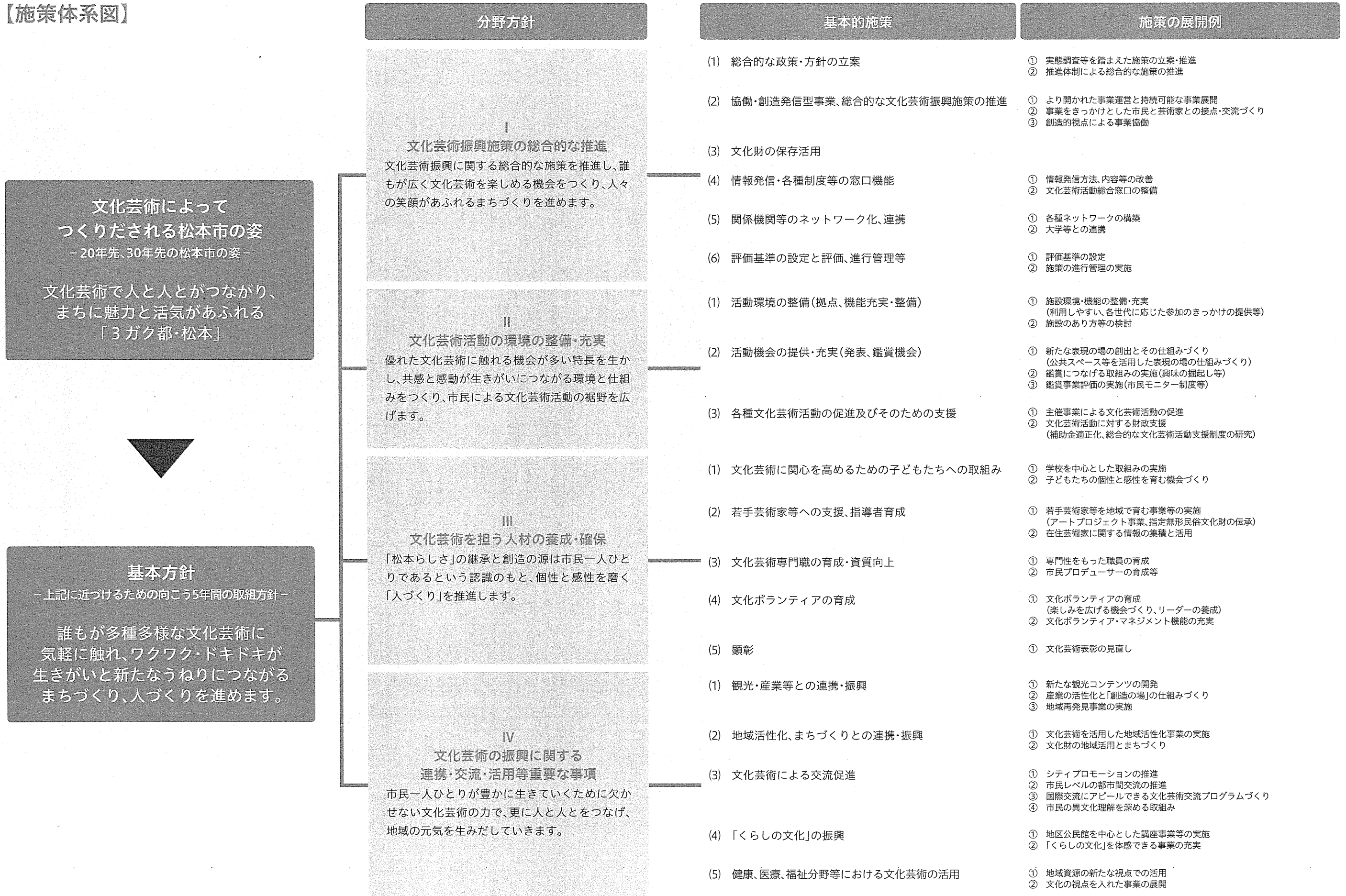
4 各分野の評価及び基本的施策の評価結果（4ページ以降参照）

各分野のレーダーチャート

79事業の達成度を5～0点に数値化  
分野方針ごとにレーダーチャートで視覚化  
4点（達成度75%以上）に達したものを  
概ね目標達成として評価

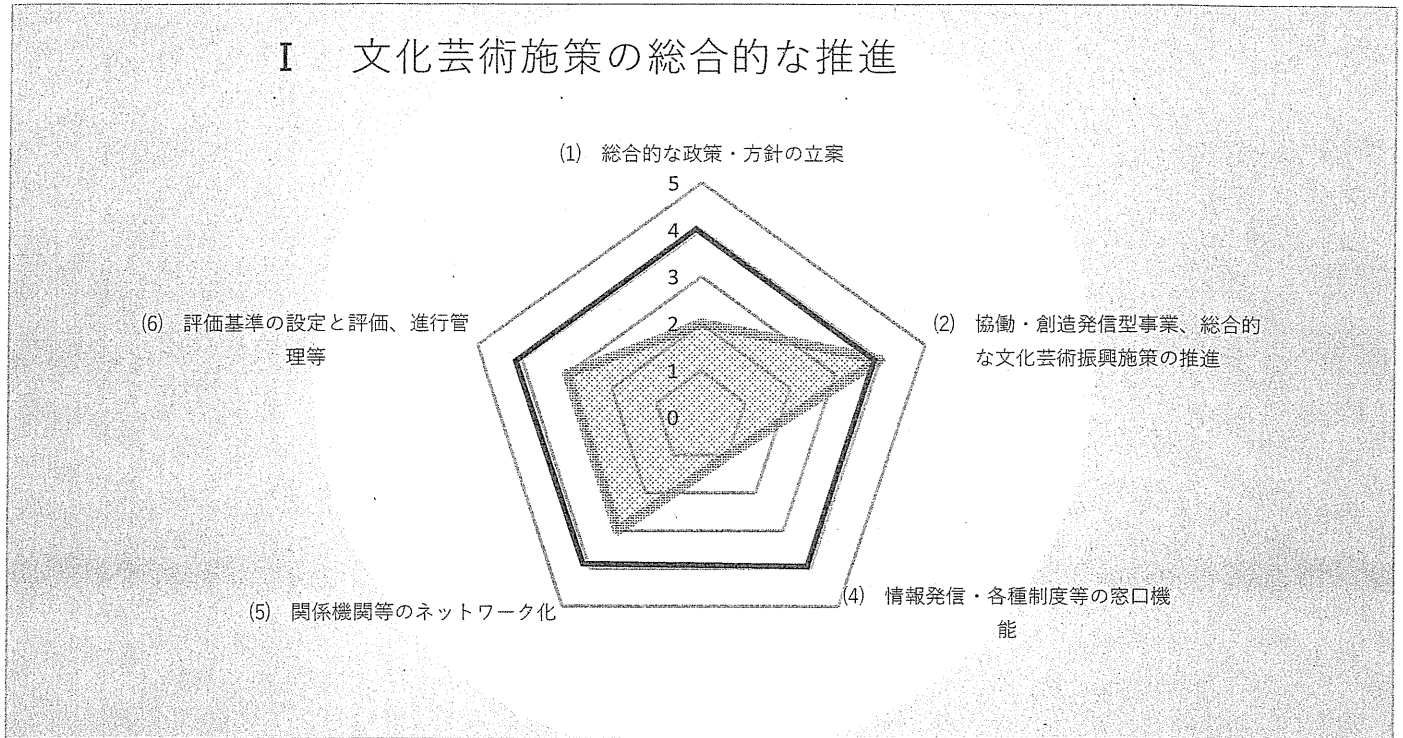


【施策体系図】



# 各分野の評価結果

## I 文化芸術施策の総合的な推進



### I 文化芸術施策の総合的な推進

「(2)協働・創造発信型事業、総合的な文化芸術振興施策の推進」は目標を達成していますが、それ以外の基本的施策は目標を達成していません。

特に「(1)総合的な政策方針の立案」については、文化芸術に関する市民の意識調査や活動実態調査が未実施のため低い評価となっており、今後、機会を捉えて実施する必要があります。

#### 【基本的施策の評価及び課題】

##### (1) 総合的な政策・方針の立案

現在実施している市民満足度調査の項目に文化芸術に関する項目が少ないため、文化芸術に特化した独自調査が必要です。

##### (2) 協働・創造発信型事業、総合的な文化芸術振興施策の推進

松本市を代表するイベントが多く開催され、集客数は目標を達成しており、満足度も高くなっていますが、松本市民がどれだけ参加しているか等の調査が必要です。

##### (4) 情報発信・各種制度等の窓口機能

文化芸術活動団体等の情報が把握できていないため、アーティストバンクの周知、活用を図り、情報が集まる仕組みづくりが必要です。

また、市民に向けた効果的な情報発信ができていないため、SNS等の活用を検討する必要があります。

##### (5) 関係機関等のネットワーク化

市内の文化施設や文化芸術団体のネットワークがほとんど構築されていないため、文化施設間の情報共有の強化、文化芸術団体間のコミュニケーションを図る場の創設が必要です。

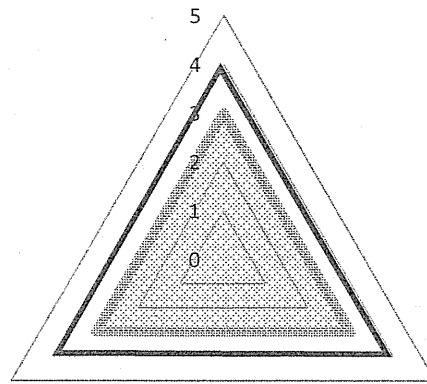
##### (6) 評価基準の設定と評価、進行管理

事業指標の内容と市民満足度調査の内容が必ずしも一致しないため、事業ごとの評価調査が必要です。

# 各分野の評価結果

## Ⅱ 文化芸術活動の環境の整備・充実

(1) 活動環境の整備（拠点、機能充  
実・整備）



(3) 各種文化芸術活動の促進及びその  
ための支援

(2) 活動機会の提供・充実（発表、鑑  
賞機会）

### Ⅱ 文化芸術活動の環境の整備・充実

各基本的施策は概ね目標達成に近い状況となっておりますが、活動環境の整備、活動支援を強化する必要があります。

#### 【基本的施策の評価及び課題】

##### (1) 活動環境の整備（拠点、機能充実・整備）

公民館の利用率は、ほぼ現状維持であり、様々な団体が利用していますが、その他の施設では利用率が低調なものがあり、施設の在り方の再検討が必要です。

##### (2) 活動機会の提供・充実（発表、鑑賞機会）

活動機会の提供として、「楽都・まつもとライブ」を実施、また、美術館に設置した市民ギャラリーは高い利用率となっており、市民の芸術活動の活性化につながっています。

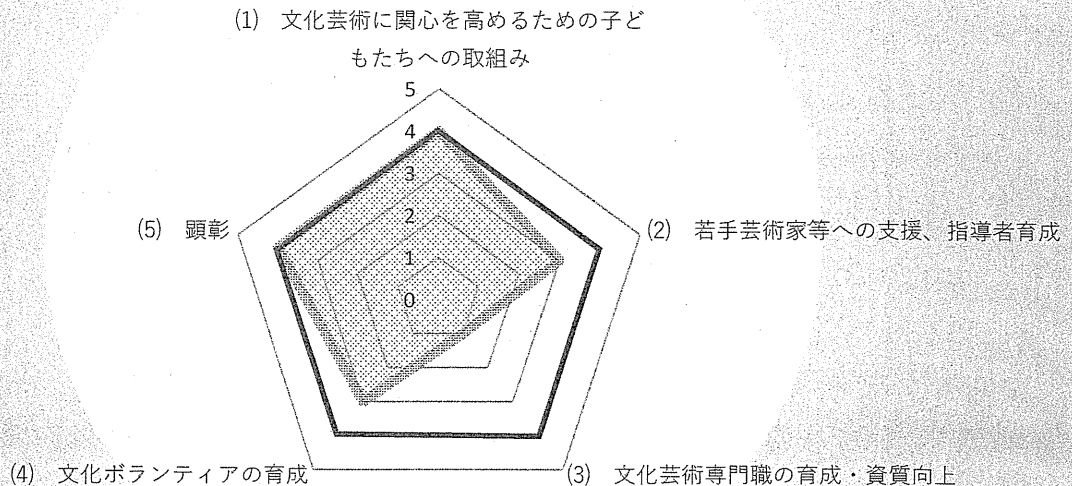
鑑賞機会の提供として、開館延長や託児サービス、割引等、鑑賞しやすい環境づくりを行っていますが、施設のサービスを知らない市民が多いため、効果的な周知が必要です。

##### (3) 各種文化芸術活動の促進及びそのための支援

現状の制度（松本市補助金交付規則に基づく補助金の交付）は、申請者が一定の方に固定している傾向があるため、広く市民の文化芸術活動を効果的に支援できる制度設計の検討が必要です。

# 各分野の評価結果

## Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保



### Ⅲ 文化芸術を担う人材の養成・確保

「(1)文化芸術に関心を高めるための子どもたちへの取組み」については、総合的な学習を地域で支援するコミュニティスクール事業が全地区で実施されるなどにより目標を達成しています。

他の施策は目標を達成しておらず、特に「(3)文化芸術専門職の育成、資質向上」の推進ができていないため、市民プロデューサーの育成などにより一層取り組む必要があります。

#### 【基本的施策の評価及び課題】

##### (1) 文化芸術に関心を高めるための子どもたちへの取組み

各学校のニーズに応じ、地域の方を講師として、地域の歴史や伝統文化、茶道、生け花などを学ぶ松本版コミュニティスクール事業を実施しており、子どもと地域の方との交流の場となっています。

美術館・図書館やOMFの教育プログラム等、幼年期から文化芸術に触れる機会づくりを行っていますが、子どもたちにどのような影響を与えているのか検証する方法が必要となっています。

##### (2) 若手芸術家等への支援、指導者育成

アーティストバンクについて周知が十分でなく、活用が図られていないため、アーティスト間の交流事業の実施や効果的な周知方法の検討が必要です。

##### (3) 文化芸術専門職の育成・資質向上

施設における事業運営、企画制作の専門性を高める研修は行っていますが、アウトリーチ事業等を活用し、市民と地域と文化芸術をつなぐ取組みができるプロデュース力のある職員の育成が課題となっています。

##### (4) 文化ボランティアの育成

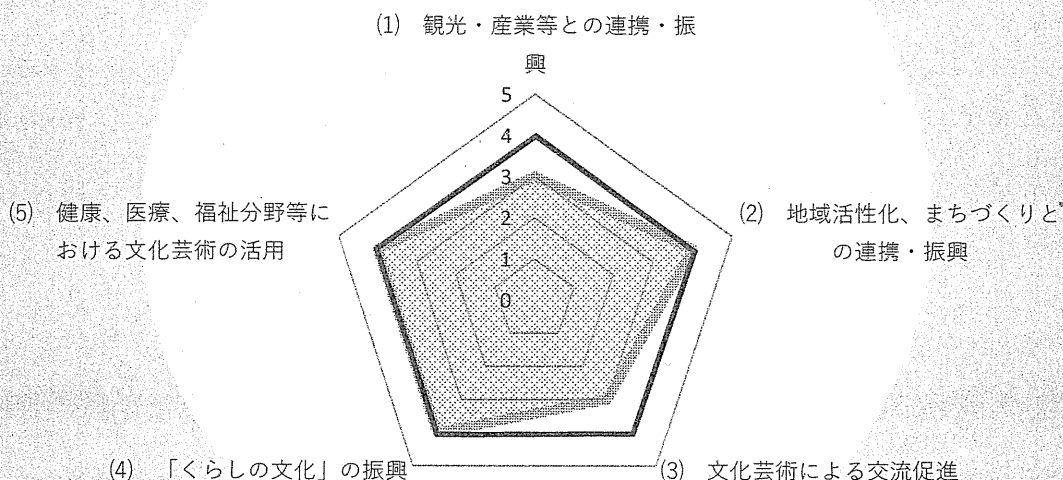
ボランティアはリピーターが多いことから満足度が高いことが伺えますが、自らがリーダーを目指す方が少ないので、ボランティアリーダーの育成が課題となっています。

##### (5) 顕彰

松本市文化芸術選考委員会で文化芸術に関する学習会を行っており、被顕彰者を広い分野から見出すことはできていますが、顕彰方法の検討が必要です。

# 各分野の評価結果

## IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項



### IV 文化芸術の振興に関する連携・交流・活用等重要な事項

地域活性化、まちづくりとの連携・振興、健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用「くらしの文化」の振興は目標を達成していますが、観光産業等との連携・振興は目標に達していないため、文化芸術基本法改正の主旨を踏まえ、取組みを進めていく必要があります。

#### 【基本的施策の評価及び課題】

##### (1) 観光・産業等との連携・振興

観光・産業の分野について、文化体験型企画等を実施していますが、健康的側面が強調されるなど、本来の趣旨が参加者へ浸透していないことが課題となっています。

##### (2) 地域活性化、まちづくりとの連携・振興

あめ市、まつもとぼんぼん等の伝統行事は、松本市独自の文化を守っており、市街地全体に賑わいをもたらす地域の活性化につながっていますが、担い手の育成や本来の形を正しく継承していくことが必要です。

##### (3) 文化芸術による交流促進

市民が参加する各都市との交流事業を継続的に実施しており、プロスポーツ、クラインガルテンや多文化共生事業を通しての交流が行われていますが、波及効果（インパクト）の検証が課題です。

##### (4) 「くらしの文化」の振興

松本の伝統技術であるはた織り等の体験講座を開催し、市民に体験してもらう機会の提供を行っていますが、より多くの市民が地域の伝統文化に対する興味を持つことができる取組みについて検討が必要です。

##### (5) 健康、医療、福祉分野等における文化芸術の活用

文化資源を活用した健康づくりや障害者を対象とした事業も行われており、目標達成となっていますが、誰もが参加できる取組みを一層推進する必要があります。



## 松本市文化芸術振興条例等の一部改正について

## 1 趣 旨

平成29年6月に施行された文化芸術基本法の改正に伴い、松本市文化芸術振興条例等の一部を改正することについて、協議するものです。

## 2 経 過

- H15 「松本市文化芸術振興条例」制定
- H17 「松本市文化芸術振興基本方針」策定
- H27. 6 「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次）」閣議決定
- 28. 11 「松本市文化芸術振興基本方針」改定（計画年度平成28年度～令和2年度）
- 29. 6 「文化芸術振興基本法」が改正され、法律名も新たに「文化芸術基本法」として公布・施行
- 30. 3 国の「文化芸術推進基本計画」閣議決定
- R 2. 2 市議会へ議案提出予定

## 3 「文化芸術基本法」改正の趣旨

文化芸術の意義と価値を尊重しつつ、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用しようとするものです。

## 4 「松本市文化芸術振興条例」の一部改正案の概要

- (1) 条例名を「文化芸術振興条例」から「文化芸術基本条例」に改める。
- (2) 文化芸術基本法の施行により、地方公共団体における地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務として法律上明記されたことから、条例中「基本方針」を「基本計画」に改める。
- (3) 文化芸術に関する施策の推進に当たっての基本理念に、次の内容を加える。
  - ア 年齢、障害の有無、経済的な状況等にかかわらず等しく鑑賞、参加、創造ができるよう環境整備が図られなければならない。
  - イ 乳幼児、児童、生徒等に対する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
  - ウ 文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮しなければならない。

(4) 平成15年の条例制定時から文化芸術に係る本市の状況が変化していることに鑑み、基本的施策に次の事項を追加する。

ア 芸術の振興に関する事項

イ 生活文化の振興に関する事項

ウ 高齢者、障害者等の文化芸術の充実にに関する事項

5 「松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例」の一部改正案の概要

(1) 改正の趣旨

文化芸術基本法の改正により、新たに地方文化芸術推進計画の策定が地方公共団体の努力義務とされましたが、首長部局が文化芸術に関する施策を所管し、基本計画を策定する場合は、「特定地方公共団体」として位置づけられていることが前提となるため、当該条例を一部改正するものです。

**【特定地方公共団体】**

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第23条において、地方公共団体の長が文化に関する事項を管理、執行することとされた地方公共団体

(2) 地教行法の第23条（職務権限の特例）（抜粋）

**【第23条（抜粋）】**

地方公共団体は、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設に関する教育機関の内当該条例で定めるものの設置、管理及び廃止に関すること
- 二 スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）
- 三 文化に関すること（次号に掲げるものを除く。）
- 四 文化財の保護に関すること。

(3) 松本市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正後（案）
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、 <u>教育に関する事務のうち、スポーツに関すること（学校における体育に関することを除く。）</u> は、市長が管理し、及び執行することとする。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第1項の規定に基づき、 <u>同項第2号及び第3号に掲げる教育に関する事務</u> は、市長が管理し、及び執行することとする。

スポーツのみ



スポーツ + 文化

松本市文化芸術振興条例(平成15年条例第41号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○松本市文化芸術<u>振興</u>条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年9月26日 条例第41号</p> <p>前文</p> <p>わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。</p> <p>文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。</p> <p>21世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることをもちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。</p> <p>わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術の<u>振興</u>を図るため、ここにこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p>	<p>○松本市文化芸術<u>基本</u>条例</p> <p style="text-align: right;">平成15年9月26日 条例第41号</p> <p>前文</p> <p>わたくしたちのまち松本は、先人のたゆまぬ努力により歴史を刻み、市民一人ひとりの豊かな感性と創造性により、地域に根ざした独自の文化芸術を育んできた。</p> <p>文化芸術は、すべての人が心豊かな生活を実現していくうえで不可欠なものであり、人と人とを結び付け、互いに理解し合うことにより、協働し、共生する社会の基盤となるものである。</p> <p>21世紀を迎え、わたくしたちは、松本の誇る文化芸術を世界に発信し、世界からの文化芸術を受信する多くの機会に恵まれていること、また一人ひとりが文化芸術の担い手であることを自覚し、地域文化への理解を深め、文化芸術を大切にすることをもちながら、先人の築いた文化芸術を将来の世代に引き継ぐとともに、新しい松本の文化芸術を創造していくことを決意するものである。</p> <p>わたくしたちは、文化薫るアルプスの城下まちのもと、すべての市民の参加により、本市の持つ優れた特性を生かしながら、本市独自の文化芸術に<u>関する施策の推進</u>を図るため、ここにこの条例を制定する。</p> <p>（目的）</p>

第1条 この条例は、文化芸術の振興に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術の振興に関する施策(以下「文化芸術振興施策」という。)を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることにかんがみ、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。

5 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

第1条 この条例は、文化芸術に関する施策に係る基本理念及び施策の基本となる事項を定め、市及び市民の責務を明らかにし、文化芸術\_\_\_\_に関する施策(\_\_\_\_)を総合的に推進し、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現を図ることを目的とする。

(基本理念)

第2条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動(以下「文化芸術活動」という。)を行う者(文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。)の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人の生まれながらの権利であることに鑑み、市民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術が広く世界に発信され、また世界から受信できるよう、文化芸術に係る国際的な交流が図られなければならない。

5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術の振興に努めるものとする。

3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術を行う団体、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。

7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に推進し、市民の自主的かつ主体的な文化芸術活動を促進し、これらの活動を支援するよう努めるものとする。

2 市は、市民が等しく文化芸術を創造し、享受することができるような環境の整備を行い、個性と魅力にあふれた文化芸術に関する施策の推進に努めるものとする。

3 市は、文化芸術に対する市民の関心及び理解を深め、将来にわたって文化芸術が発展するよう努めるものとする。

(市民の責務)

第4条 市民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが文化芸術の担い手として文化芸術を創造し、享受し、その保護及び発展に努めるものとする。

2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術振興施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術振興施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本方針)

第7条 市長は、文化芸術振興施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術の振興に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術振興施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する重要な事項

2 市長は、基本方針を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会(第9条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 市民は、互いにその文化芸術活動を理解し、尊重し、支援するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第5条 市長は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(民間団体等との関係)

第6条 市は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するに当たっては、民間団体等が行う文化芸術活動に支障を及ぼさないよう十分留意し、民間団体等の協力を求め、またその有する人材、情報その他の能力を活用するよう努めるものとする。

(基本計画)

第7条 市長は、文化芸術に関する施策の総合的な推進を図るため、次に掲げる事項について文化芸術に関する施策に係る基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- (1) 文化芸術に関する施策の総合的な推進に関する事項
- (2) 文化芸術活動の環境の整備及び充実に関する事項
- (3) 文化芸術を担う人材の養成及び確保に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る重要な事項

2 市長は、基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、松本市文化芸術振興審議会(第9条を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

3 市長は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(文化芸術の振興に関する基本的施策)

第8条 市は、基本方針に基づき、次に掲げる事項について文化芸術の振興に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 青少年の文化芸術活動の充実に関する事項
- (2) 学校教育における文化芸術活動の充実に関する事項
- (3) 文化芸術に係る国際的な交流の促進に関する事項
- (4) 文化財の保護及び活用に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関する事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術の振興に関する事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

3 市長は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(文化芸術\_\_\_\_\_に関する基本的施策)

第8条 市は、\_\_\_\_\_、次に掲げる事項について文化芸術\_\_\_\_\_に関する基本的施策を講ずるものとする。

- (1) 芸術の振興に関する事項
- (2) 生活文化の振興に関する事項
- (3) 文化財の保護及び活用に関する事項
- (4) 文化芸術に係る国際的な交流の推進に関する事項
- (5) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実に関する事項
- (6) 青少年の文化芸術活動の充実に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、文化芸術に関する施策に係る事項

(文化芸術振興審議会)

第9条 文化芸術に関する施策に係る事項等について審議するため、松本市文化芸術振興審議会を設置する。

第10条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命する。

- (1) 文化芸術活動を行う者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

5 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

第12条 審議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。